

天然記念物緊急調査費国庫補助要項

昭和54年5月1日
文化庁長官裁定
平成元年5月29日
平成2年6月8日
平成3年5月9日
平成20年4月1日
令和2年4月1日
改正

1. 趣 旨

この要項は、学術上価値の高い動物・植物及び地質鉱物（以下「動植物等」という。）の実態を把握し、その保存対策に資するために行う調査に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 減少原因調査・・・減少又は衰滅の虞れのある動植物等についてその原因の調査
- (2) 分布調査・・・学術上貴重な動植物等の所在、分布の調査
- (3) 生態調査・・・減少しつつある動物・植物の生態及び生息環境とのかかわり合いについての調査
- (4) 保存対策調査・・・減少原因調査、分布調査、生態調査などをふまえた具体的な保存対策の実施方法等についての調査

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

- (1) 主たる事業費
 - ア 減少原因調査経費
 - イ 分布及び生態調査経費
 - ウ 保存対策調査経費
 - エ その他の調査経費
 - オ 調査報告書印刷経費
- (2) その他の経費
 - 事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の2分の1とする。

- (1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する地方公共団体である場合にあつては、補助対象経費の5分の4とする。
- (2) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあつては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

(別紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
天然記念物緊急調査事業	天然記念物減少原因調査経費	天然記念物緊急調査	給与報酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	森林地帯等危険地域における調査、特に危険な動物が生息する地域で調査を実施する場合 特に危険な機器の使用を伴う調査 調査委嘱者等に対する謝金 調査、執筆、作業、研究協力
	天然記念物分布及び生態調査経費		共済費	〇〇傷害保険料	
	天然記念物保存対策調査経費		報償費	〇〇〇〇保険料 謝金 委員謝金 〇〇謝金	職員調査旅費 会計年度任用職員を含む 外部講師招へい旅費等 調査用具、文具、フィルム
	その他調査経費		旅費	普通旅費 費用弁償 特別旅費	
	主たる事業費		需用費	消耗品費 燃料費 印刷製本費 修繕費 〇〇費	輸送料
			役務費	保管料 通信運搬費 手数料 〇〇費 〇〇料	
			委託料	〇〇調査委託費 〇〇調査委託 〇〇委託	調査を一部委託して実施する場合
			使用料及び賃借料	器具借上料 借料及び損料 〇〇借料	分析、試験等委託 調査用機器借上料 会場借上、自動車雇上
			工事請負費 原材料費	請負費 資材費 工事資材費	
			備品購入費 需用費 役務費	印刷製本費 手数料	調査等機械器具 測量成果
	事務経費	事務費	旅費 需用費 役務費	普通旅費 特別旅費 消耗品費 通信運搬費	事務連絡旅費 指導監督等旅費 郵便、電信電話料等
	その他の経費				